

学校法人国際基督教大学役員報酬規程

制定 1995年（平成7年）9月18日 ICU 決第65号

改正 1996年（平成8年）3月18日 ICU 決第118号

2001年（平成13年）9月26日 ICU 決第64号

2020年（令和2年）2月26日 ICU 規第19-29号

（目的）

第1条 この規程は、学校法人国際基督教大学寄附行為施行細則第26条の定めにより、役員に特に業務を委嘱した場合の報酬支給について定める。

（報酬の支給範囲）

第2条 前条により報酬を支給する役員は、当分の間次のとおりとする。

- (1) 常務理事（総務担当）
- (2) 常務理事（財務担当）
- (3) 常務理事（高校担当）
- (4) 非常勤理事
- (5) 非常勤監事

（報酬の種類）

第3条 役員報酬の種類は次のとおりとし、その他の手当等は支給しない。

- (1) 役員給与
- (2) 役員賞与
- (3) 非常勤役員手当

（報酬額の決定）

第4条 役員報酬の額は、理事会において決定する。

（報酬支給日等）

第5条 役員給与は、その在任期間中職員の給与支給日にあわせて支給する。

2 役員が月の途中において就任若しくは退任した場合は、当月の役員給与は全額支給する。

第6条 役員賞与は、前年12月1日から翌年5月31日を前期とし、6月1日から11月30日を後期として、職員の期末手当及び勤勉手当支給日にあわせて支給する。

2 役員が前項の期間の途中において就任若しくは退任した場合の役員賞与は、月割りをもって計算し支給する。

3 前項の月割り計算にあたって、就任若しくは退任日が月の途中である場合は、その日の属する月は計算の対象とする。

第7条 非常勤役員手当は、報酬等支給日にあわせて支給する。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会に諮り、理事会が行う。

付 則

1 この規程は、1995年（平成7年）9月18日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、1993年（平成5年）5月19日 ICU 決第15号学校法人国際基督教大学理事長補佐に関する規程は、廃止する。

- 3 この改正規程は、1996年（平成8年）6月1日から施行する。
- 4 この改正規程は、2001年（平成13年）8月7日から適用する。
- 5 この改正規程は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。